## 任意継続組合員について

# 共 済

退職の日の前日まで、引き続き1年以上組合員期間のあった者が、任意継続組合員になることを申し出、かつ掛金を払い込むことにより、退職後2年間引き続き在職中と同じような短期給付(休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く)を受け、福祉事業の一部も利用できることになります。

#### 1 加入手続き

退職の日から 20 日以内に、退職時の所属所長を経由して次の書類により任意継続組合員になることを共済組合へ申し出てください。なお申し出から掛け金入金までを退職の日から20日以内に完了しなければ加入できません。

なお、年度末退職者については事前受付も行っていますが、受付時期等については各所属所に通知します。また、再就職等により他の健康保険制度が適用される場合は、任意継続組合員制度に加入できません。

#### <提出書類>

- (1) 「任意継続組合員申出書」
- (2) 現在使用している「組合員証」及び「組合員被扶養者証」

#### 2 掛金額

任意継続掛金(月額)の算定方法は次のとおりです。

40歳以上65歳未満(円未満切り捨て)

任意継続掛金標準額 × 短期掛金率 + 任意継続掛金標準額 × 介護掛金率

 $(93.20 \times 1,000)$ 

 $(16.00 \times 1,000)$ 

40歳未満又は65歳以上

任意継続掛金標準額 × 短期掛金率

 $(93.20 \times 1,000)$ 

なお、任意継続掛金標準額は次の(1)又は(2)のうち低い方の額になります。

- (1) 退職時の標準報酬月額
- (2) 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額とは、公立学校共済組合の全組合員の前年度 9 月 30 日における平均標準報酬月額をいい、基本的には毎年変更になります。

なお、令和5年4月現在410,000円となっています。

#### 3 払込方法等

(1) 掛金の払込方法は次の前納払込か毎月の払込のいずれかを選択することができますが、掛金の納入忘れを防止する 意味から前納払込を奨めます。

#### ア 前納払込

- (ア) 掛金の割引制度が適用になります。
- (イ) 払込方法

任意継続掛金払込通知書(共済組合発行)による銀行振り込み

事前申出の場合

※ 払込期限を過ぎて払い込まれた場合は、割引の適用は受けられません。

- イ 毎月の払込
  - (ア) 掛金の割引は適用になりません。
  - (イ) 払込方法

任意継続掛金払込通知書(共済組合発行)による銀行振り込み

(ウ) 払込期限は任意継続組合員資格を継続使用とする月の前月末日です。

なお、初回の振込期限は退職の日から 20 日以内となっています。また、期限内に払い込まれない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなされます。

- (2) 月の途中で退職し、引き続き任意継続組合員になる場合は、その月から任意継続掛金が必要となります。
- (3) 任意継続掛金(初回掛金を除く)を払込期日までに払い込まなかった場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。

### 4 被扶養者

在職時から認定されている被扶養者については、収入等認定要件を満たしている場合は引き続き認定できますが、任意継続組合員制度加入後、被扶養者の要件がなくなる場合は取り消しの手続きが必要となります。また、新たに被扶養者ができた場合は認定の手続きが必要となります。なお、任意継続組合員制度に加入後の被扶養者認定及び取消の手続きは、福利課給付班へ直接ご相談ください。

#### 5 資格を喪失する場合

次の(1)~(5)に該当する場合は資格がなくなりますので「任意継続組合員証」及び「任意継続組合員被扶養者証」を速 やかに返納してください。また、(2)、(4)及び(5)の場合は「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出が必要です。掛金 を前納している場合は、「任意継続掛金還付申出書」の提出により資格喪失後の掛金を払い戻します。

なお、(2)の場合で、「埋葬料」を請求する場合は「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出を省略することができます。

- (1) 任意継続組合員期間が終了したとき
  - (任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。)
- (2) 死亡したとき
- (3) 掛金を所定の期限まで払い込まなかったとき
- (4) 他の法律に基づく共済組合員や健康保険の被保険者になったとき
- (5) 本人の意思により、任意継続組合員でなくなることを共済組合へ申し出たとき この場合の喪失年月日は申し出た月の翌月の初日になります。

#### 6 給付内容

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。ただし、休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金は給付されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金・出産手当金は給付されません。